

鈴鹿市公共施設包括管理業務委託の実施に向けた サウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

本市では、鈴鹿市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の長寿命化等に向けた取組みとして、市の保有する複数の施設に係る保守点検業務及び修繕業務等を包括的に業務委託し、施設管理水準の向上や業務の効率化を図ることにより、施設利用者の安心・安全と持続可能な公共施設の管理運営につなげることを目的として、包括管理業務委託の実施に向けた検討を行っています。

本調査は、包括管理業務委託を実施する上で対象とする施設数や業務内容、契約期間等について、幅広く民間事業者からご意見をいただき、本市における市場性や参入しやすい公募条件等を把握することが目的です。

2 調査の概要

(1) 調査対象業務等

ア 対象施設

小学校、中学校、保育所、幼稚園、放課後児童クラブ 計75施設

※詳細は、別紙1「サウンディング対象施設一覧」のとおり

※対象施設は、本調査の結果を踏まえて検討予定

イ 対象業務

保守点検業務、巡回点検業務、修繕業務、清掃等業務

※詳細は、別紙2「包括管理業務委託検討対象業務一覧」のとおり

※対象業務は、本調査の結果を踏まえて検討予定

(2) 参加対象者

鈴鹿市公共施設包括管理業務委託の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループで、次のいずれかにも該当するものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていない者であること

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取消しを受けたことがない者であること

ウ 参加申込書提出時点で、入札参加停止または入札参加保留の措置を受けていない者であること

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中若しくは更生手続中又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中若しくは再生手続中でない者であること

オ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「鈴鹿市暴力団排除条例」第2条第1号に掲げる暴力団及びその関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいないこと

(3) 対話のテーマ

- ア 包括管理のメリット・デメリットについて
- イ 望ましい契約期間について
- ウ 契約期間内に対象の施設又は業務を追加する考え方について
- エ 望ましい公募条件について
- オ 業務の条件等（追加・除外すべき業務等）の要望について
- カ 軽微な修繕の内製化について
- キ 業務を再委託する際の地元事業者起用に対する考え方について
- ク 自然災害等の緊急時の対応について
- ケ 包括管理委託業者の人員体制について
- コ マネジメント経費を含んだ事業費の考え方について
- サ 大規模改修工事計画等を含めた保全計画の作成支援について
- シ 既存、紙図面の電子化などデジタル活用について、独自追加サービスの提案可能性について
- ス 導入までのスケジュールについて

3 調査の手順

(1) 実施スケジュール

内容	実施時期
実施要領の公表	令和5年7月3日（月）
参加申込書の提出	令和5年7月3日（月）から 令和5年7月21日（金）まで
個別対話の日時連絡	市から「参加申込書兼誓約書」に記載された連絡先に連絡し、下記の期間内で調整をします。
個別対話の実施	令和5年7月31日（月）から 令和5年8月10日（木）まで
結果概要の公表 （市ホームページへ掲載）	令和5年10月上旬（予定）

(2) 参加申込書の提出

ア 受付期間

令和5年7月3日（月）8時30分から令和5年7月21日（金）
17時15分まで

イ 受付方法

本調査への参加を希望する場合は、別紙「様式1 参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入の上、「5 問合せ・提出先」へ電子メール、FAX 又は郵送にて提出してください。

※電子メールで提出する場合は、件名を「包括管理サウンディング参加

申込書【法人名】としてください。

(3) 対話資料の提出

ア 提出期間

対話実施日の5営業日前まで

イ 提出方法

対話の際に使用する資料を任意様式により作成の上、「5 問合せ・提出先」へ電子メールにて提出してください。

※電子メールの件名は、「包括管理サウンディング対話資料【法人名】としてください。

※期限までに提出できない資料がある場合は、7部ご用意のうえ、対話当日にご持参ください。

※なお、添付ファイルの容量が5MBを超える場合は、受信できない場合がありますので、添付ファイルの分割やファイル転送サービスにて送信ください。

(4) 対話の日時及び場所

ア 対話の実施日時及び場所は、参加者に電子メール等で個別に連絡します。

イ 実施日時は、「3(1)実施スケジュール 個別対話の実施」の期間内で、所要時間は30分～1時間程度とします。(状況によって延長する場合があります。)

ウ 実施場所は、原則鈴鹿市役所本館内会議室とします。

エ ご希望の日時に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(5) 対話の実施

ア サウンディングは、事業者のアイデア・ノウハウ保護のため、個別に実施します。

イ 対話当日は、提出いただいた資料に沿ってご説明ください。その後、市から質問をさせていただき形式で対話を実施します。

ウ パソコンを使用する場合は、モニター、HDMIケーブルは市で準備しますので、パソコンはご持参ください。

エ 必要に応じて、対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただき場合がありますので、ご協力をお願いします。

(6) 結果の公表

ア サウンディングの概要は、事業者名及び非公表とすべき事業者のノウハウに係る部分を除き、鈴鹿市ホームページにて公表します。

イ 公表前に、参加事業者に内容の確認（事業者のノウハウを保護する観点）をお願いしますので、ご協力をお願いします。

4 留意事項

(1) 具体的な内容の決定

包括管理業務委託の対象とする施設数や業務内容等の具体的な内容は、本調査の結果を踏まえて検討します。

(2) 参加事業者の取扱い

サウンディングへの参加の有無は、今後の事業者選定の評価等に影響を与えるものではありません。サウンディングに不参加の場合でも、事業者選定の公募を行う場合の参加は可能です。

(3) 費用負担

サウンディングの参加に関する書類作成・提出等に係るすべての費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権はそれぞれ参加事業者に帰属します。なお、提出書類は返却しませんが、サウンディング結果の公表や包括管理の事業化の検討以外の目的で提出書類等を使用することはありません。

5 問合せ・提出先

鈴鹿市 都市整備部 公共施設政策課 公共施設マネジメントグループ

担当：前田・古澤

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目18番18号（本庁舎10階）

電話番号：059-382-9005

FAX：059-382-8188

電子メールアドレス：kokyoshisetsuseisaku@city.suzuka.lg.jp

電話での受付は、土・日・祝日を除く8時30分～17時15分まで